

高砂市妊婦のための支援給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく妊婦のための支援給付について、法、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「妊婦」とは、産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者をいう。

2 この要綱において「妊婦等包括相談支援事業」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第22項の規定に基づき市が実施する事業をいう。

(妊婦支援給付金の内容)

第3条 法の妊婦のための支援給付として行う妊婦支援給付金(以下「妊婦支援給付金」という。)の内容は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 妊婦支援給付金(1回目) 法第10条の9第2項に規定する妊婦給付認定(以下「妊婦給付認定」という。)後に妊娠1回につき5万円を支給すること。
- (2) 妊婦支援給付金(2回目) 第8条第1項の規定による胎児の数の届出(以下「胎児の数の届出」という。)を受けた後に、当該胎児の数の届出により決定した胎児の数に5万円を乗じて得た額を支給すること。

(妊婦支援給付金(1回目)の支給対象者)

第4条 妊婦支援給付金(1回目)の支給対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定により妊娠の届出をし、かつ、他の市町村から支給される妊婦支援給付金(1回目)の支給(予定を含む。)を受けていない妊婦
- (2) 第6条第1項の規定による申請の時点で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による本市の住民基本台帳に記録されている妊婦
- (3) 前項の申請時に妊婦等包括相談支援事業による保健師等との面談を受けた者。ただし、当該申請前に当該申請に係る胎児について流産若しくは死産

をした場合又は市長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合は、当該面談を要しないものとする。

(妊婦支援給付金(2回目)の支給対象者)

第5条 妊婦支援給付金(2回目)の支給対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 妊婦給付認定後に、第8条第1項の規定による届出をし、かつ、他の市町村から支給される妊婦支援給付金(2回目)の支給(予定を含む。)を受けていない者
- (2) 胎児の数の届出の時点で住民基本台帳法の規定による本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 胎児の数の届出時に、妊婦等包括相談支援事業による保健師等との面談を受けた者。ただし、胎児の数の届出前に流産若しくは死産をし、若しくは児童が死亡した場合又は市長がやむを得ない特別な事情があると認めた場合は、当該面談を要しないものとする。

(妊婦給付認定)

第6条 妊婦支援給付金の交付を受けようとする者は、妊婦給付認定申請書(様式第1号)を市長に提出し、妊婦給付認定を受けなければならない。この場合において、市長は、その者から、他の市町村での妊婦支援給付金の受給状況の申告を受けるとともに、本市が妊婦支援給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認し、共有することについての同意を得なければならない。

- 2 市長は、妊婦給付認定に当たり必要な書類がある場合は、その書類を提出させることができる。
- 3 市長は、妊婦給付認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、妊婦給付認定の適否又は妊婦支援給付金(1回目)の支給の可否を決定するものとする。

(妊婦給付認定の取消し)

第7条 前条の規定により妊婦給付認定を受け、かつ、妊婦支援給付金(2回目)の給付を受けていない者が本市から転出したときは、市長は、当該妊婦給付認定を取り消すものとする。

- 2 前項の規定による妊婦給付認定の取消しは、転出日又は妊婦支援給付金(1回目)の支給日の翌日のいずれか遅い日をもって行うものとする。

(胎児の数の届出)

第8条 第6条の規定により妊婦給付認定を受けた者は、出産予定日の8週間前の日(出産予定日の8週間前の日以前に死産し、又は流産した場合は、その日)以後に、胎児の数の届出書(様式第2号)により、その者に係る胎児の数等を届け出なければならない。この場合において、市長は、他の市町村で同様の給付を受けていない旨の申告を受けるとともに、本市が妊婦支援給付金の適切な支給のため関係機関等に必要な情報を確認し、共有することについての同意を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出の審査に当たり必要な書類がある場合は、その提出を求めることができる。
- 3 市長は、胎児の数の届出書を受理したときは、その内容を審査し、妊婦支援給付金(2回目)の支給の可否を決定するものとする。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 法第73条第1項に規定する時効により妊婦のための支援給付を受ける権利が消滅するまでに申請等が行われなかった場合は、妊婦支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第6条第3項の規定により妊婦給付認定を行った後、妊婦給付認定申請書又は胎児の数の届出書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、その補正が行われないことその他の妊婦給付認定申請書又は胎児の数の届出書を提出した者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請等は取り下げられたものとみなす。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に母子保健法第15条に規定する妊娠の届出をした妊婦についての第4条第1号の規定の適用については、同号中「受けていない妊婦」とあるのは、「受けていない妊婦又は令和7年3月31日までに妊娠の届出をしたが、伴走型支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱(令和4年12月26日子発1226第1号)に基づき市町村から支給される出産応援ギフトの支給(予定を含む。)を受けていない妊婦」とする。